

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の保険料に関するお知らせ

●10月から会社の健康保険などの被扶養者だった人の保険料の納付が始まります

20年度の被扶養者だった人の保険料は年額2千196円です。年金引き去りの場合は10・12・2月の3回で、納付書・口座振替などの場合は10月から3月までの6回で納付していただきます。

7月に送付しました保険料額の通知などをご確認ください。

●20年度の新たな軽減の対象になる人に、保険料額の変更通知を送付しています

均等割額が7割軽減の人及び賦課のもととなる所得金額が58万円以下の人には、8月に保険料額の変更通知を送付していますのでご確認ください。

※年金引き去りの人で、次のどちらかに該当する場合は、保険年金グループ(役場の②窓口)への申し出により、口座振替での納付に変更できます。

申し出から年金引き去り中止までに2〜3カ月かかります。なお、8月13日までに申し出をされた人は、10月から口座振替での納付となります。

1. 国民健康保険の保険料を確実に納付していた人が本人の口座から納付する場合

2. 年金収入180万円未満の人が住民基本台帳上の世帯主または戸籍上の配偶者の口座から納付する場合

※2. の場合は、世帯主または配偶者の所得税及び住民税の社会保険料控除の対象になります。

(年金引き去りの場合は、被保険者の社会保険料控除の対象になります)



後期高齢者医療制度説明会を実施します

平成20年4月1日から始まった新しい制度です。説明会を実施しますので、是非ご出席ください。

▼日時 10月6日(月)〜10日(金) 午前10時〜正午まで

▼場所 中央公民館 第2研修室

▼問い合わせ 保険年金グループ ☎079(435)2581

町長とタウンミーティング



テーマ「参画と交流のまちづくり」
日時・場所 8月7日(木) 午前10時〜11時40分 中央公民館
参加者 ことぶき大学学生、公民館利用者 16人

意見の一部を紹介します。
▼問い合わせ 企画グループ ☎079(435)0356

「みんなで続けてもらいたい。自治会の班での座談会を」
Q 町長に聞いてよく分かったので、年に1〜2回話し合いをやって欲しい

福祉のまちづくり

Q ケアハウスは、ものすごく順番を待たないといけないので施設を増やして欲しい
Q 数年前に敬老金の見直しや敬老会がなくなりましたが就学している障害児を預かってくれる施設が町内に欲しい
Q 障害を持つ子の親が働ける体制ができれば、行政の負担も減るのでいい
Q 定年退職者の受け入れ場所として「社協のおやじの会」「くらしサポート」事業もあるのでもと社協が連絡を取り合い、福祉のまちづくりを進めて欲しい



テーマ「福祉のまちづくり」
日時・場所 8月5日(火) 午前10時〜11時20分 福祉しあわせセンター
参加者 福祉しあわせセンター利用者 14人

参画と交流のまちづくり
Q 土山駅南用地に花壇公園を作り、管理棟を建てることぶき大学卒業生のボランティア活動の場が欲しい
Q 高齢者が増えており生涯学習が大事。再入学のチャンスを与えて欲しい
Q ことぶき大学の行事に庁用バスを出して欲しい
Q 来年度の入学数でことぶき大学のクラブ活動を維持できるか? 入学案内の広報が必要だ
Q ミーティングをこれからも

▼今後の予定
申し込みは、不要です。関心のあるテーマにどなたでもご参加ください

テーマ・日時・場所	対象	問い合わせ
活力あるまちづくり 10月7日(火) 午後1時30分〜3時 商工会館 2階会議室	一般、 商工業関係者	播磨町商工会 ☎079(435)1630 企画グループ ☎079(435)0356
心豊かなまちづくり 10月15日(水) 午後1時30分〜3時 町立図書館 2階視聴覚室	一般、 図書館利用者	図書館 ☎079(437)4500 企画グループ ☎079(435)0356

国民年金 公的年金は社会全体で高齢者の生活を支える制度です

貯蓄、仕送りでは難しい老後の生活

若い皆さんは、「年金はお年寄りのもの」と考えがちではないでしょうか。また、年金制度は不用品なものなのではないか。

かつての日本は、家族で高齢者の暮らしを支えるのが一般的であり、また、私的な貯蓄などによって老後の生活を送ることができました。

しかしながら、貯蓄には弱点があります。自分の寿命は誰も予想することができませんし、そのために本来必要十分な貯蓄額を事前に知ることができません。また、若い頃から寿命を全うするまでには、何10年という長い時間があり、予想を超えるインフレにより貯蓄の目減りなどが生じる可能性があります。また、

平均寿命が大幅に伸び、老後生活が長期化したことも、私的な扶養や貯蓄によって、老後生活を送ることを困難にしています。

公的年金は、現役世代の保険料負担で高齢者世代を支えるという世代間扶養の仕組みを基本として運営されています。これは、一人ひとりで私的に行っていた老親の扶養や仕送りを、社会全体の仕組みでカバーするものです。現役世代が全員ルールにしたがって保険料を納付し、そのときの高齢者全体を支える仕組みは、私的な扶養の不安定性などのトラブルを回避するメリットがあります。

社会全体で支える経済変動にも強い

また、年金を受ける頃の将来の経済社会がどうなっているか予測がつかない中で、公的年金は、基本的に物価の変動に応じて支給額が変動する仕組みとなっており、将来の経済変動にも十分に堪えられるものとなっています。それによって実質的価値を維持した年金を一生にわたって保障するものであることから、安定的な老後の所得保障を可能にしているのです。

若い世代にとっても重要な役割を果たす

年金は、高齢者世代にとってはもちろんのこと、若い世代にとっても、自分の親の私的な扶養や自分自身の老後の心配を取り除く役割を果たしています。年金は、個人個人の自立を高め社会の発展、安定に貢献している側面があります。

このように、年金は、国民の生活、経済からみて不可欠かつ重要な存在となっているといえます。国民年金に加入し、保険料を納付しましょう。

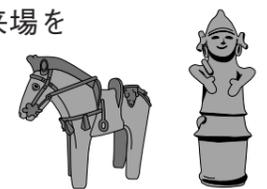


▼問い合わせ 加古川社会保険事務所 ☎079(427)4740

第18回 大中遺跡まつり 「わくわくドキ土器! 弥生からの風を感じて...」

▶日時 11月1日(土)
午前10時～午後5時過ぎ
※雨天時は11月2日(日)に順延
▶場所 大中遺跡公園(大中遺跡周辺)

弥生時代の大中遺跡で、「弥生からの風を感じていただけるよう」イベント盛りだくさんで開催します。
たくさんの方のご来場をお待ちしています。



古代生活体験コーナー

▼受付時間 午後1時～3時
貫頭衣を着て、大中遺跡の中を探検する子ども向けコーナーです。まが玉づくりや塩づくり・イノシシ狩り・火おこし体験・住居探検など、好きな体験を選んでコースを回ります。選べるコースは全部で5通りあります。
弥生時代に暮らしていた人たちの生活の様子を体感してみてください。

模擬店・体験コーナー

各種、飲食物の模擬店をはじめ、輪投げ、ゴム鉄砲づく

ステージ

▼時間 午前10時～午後5時
火おこし競技や古宮の獅子舞・播磨太鼓・キララに加え、大中遺跡まつりのイメージソング「土の器」のフォークシンガーの村井敏朗氏、太鼓奏者のTAKUMI、ビートルズのカヴァーバンドグループ・ピコーズ、播磨南高校吹奏楽部などもご覧いただけます。フィナーレまでお見逃しなく。

募集中

▼締め切り 10月10日(金)
・各種模擬店(食べ物大歓迎)
・運営ボランティア
・パレード参加者
引き続き募集中です。詳細は町内の公共施設にあるチラシをご覧ください。実行委員会へお気軽にお問い合わせください。



▼申し込み・問い合わせ
大中遺跡まつり実行委員会事務局(播磨町郷土資料館)
☎079(435)5000

▲中央は村井敏朗氏

◀今年出演予定のピコーズ

加古川警察署(全国地域安全運動) みんなでつくろう安心のまち

10月11日は「安全・安心なまちづくりの日」
この運動は、県民の皆さんの「地域安全活動」に対する意識を高めていただき、皆さんと共に安全で安心して暮らせる地域社会を築こうというものです。運動期間は、10月11日(土)～20日(月)の10日間です。

- 犯罪から子どもを守るために
 - ・学校施設や通学路周辺の防犯パトロールに参加しましょう
 - ・学校周辺を徘徊している不審な人を見かけたら110番しましょう
 - ・一人遊びの子ともや暗くなるまで遊んでいる子どもに呼び掛けましょう
- 知らない人にはついていかないように子どもに繰り返し教えましょう
 - ・「子どもを守る110番の家」を子どもと一緒に確認し、被害に遭ったときの対応を話し合っておきましょう
- 振り込め詐欺にご注意
 - ・兵庫県下で振り込め詐欺(オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金等詐

10月は「労働保険適用促進月間」です 1人でも雇ったら、必ず入るものそれは「労働保険」です

労働保険とは、労災保険と雇用保険を総称したもので、従業員(社員、パートなど)を1人でも雇い入れた場合、自動的に加入手続きを行っていただき、保険料を申告・納付することが、義務付けられています。
ただし、雇用保険加入の場合は、事業所としての登録(雇用保険適用事業所設置届)手続きを行っていただき、従業員の登録(雇用保険被保険者資格取得届)手続きを行っていただく必要がありますので、ご承知ください。
▶問い合わせ
加古川労働基準監督署
☎079(422)5001
加古川公共職業安定所 雇用保険適用課
☎079(421)8673

死亡労働災害の撲滅について

加古川労働基準監督署管内における平成20年の死亡労働災害の合計が7件となり、昨年の死亡災害の件数を上回る傾向にあります。つきましては、死亡労働災害の撲滅のため、職場の不安箇所点検と改善、不安全作業の排除など、職場の安全総点検を実施していただきますようお願いいたします。
▶問い合わせ
加古川労働基準監督署
☎079(422)5001

- ・電話を切った後、本人やその家族、関係者と連絡を取り事実を確認する
- ・警察が、当事者の家族に示談を勧めることはない
- ・相手から警察署名や弁護士事務所名などを聞き、一旦電話を切り、電話帳やインターネットなどで一度調べた上で確認する
- ・すぐに振り込まず、家族や知人、警察などに相談する
- ・家族だけしか知りえない質問や合言葉を決めておく

台風シーズン到来!!

震災から学んだ「助け合いの大切さ」を自然災害への備えに生かしたフェニックス共済に、ぜひご加入ください。

- 兵庫県内の郵便局窓口でも加入申込を受付しています。(郵送・インターネットでも申し込めます。)
- 小さな負担で大きな支援
- 複数年一括支払割引で更にお得
◇加入初年度: @500円×月数(上限:5,000円)
+ 【3年】14,000円(1,000円引き)
+ 【5年】23,000円(2,000円引き)
+ 【10年】45,000円(5,000円引き)
- 兵庫県が実施する信頼と安心の制度
- 地震保険や他の共済との併用可能
- すべての自然災害が対象
- マンション共有部分への管理組合での加入が可能
→(負担金)年額2,400円/戸、(給付金)最高300万円/戸

兵庫県住宅再建共済制度

フェニックス共済



負担金		給付額	
年額	5,000円	※住宅が半壊以上の被害を受けた場合	
初年度	500円	給付金	給付対象
上限5,000円		再建等給付金	再建・購入
		補修給付金	全壊で補修
			大規模半壊で補修
			半壊で補修
		居住確保給付金	再建・購入・補修をしない場合
			10万円

1. 県外で再建・購入した場合は、1/2の額となります。
2. 賃貸住宅等については、別途制約があります。

(財)兵庫県住宅再建共済基金 ☎078-362-9400 <http://web.pref.hyogo.jp/wd34/phenixkyosai.html>